

## 生活保護法等指定〔~~＊医療機関・薬局・助産師・施術者~~〕再開届書

生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに  
（以下、「中国残留邦人  
生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに  
定機関を含む）の規定に基づき次のとおり

- ・医療機関コード
- ・不明の場合は、生活保護法等指定通知書に記載の整理番号等

指定医療機関等	番号	1234567
	名称（氏名）	アイリスクリニック
	所在地（住所）	〒444-4321 一宮市一宮1丁目1番1号
休止年月日	平成 31年 4月 30日	
再開年月日	令和 3年 5月 1日	
再開の理由	医師の病気が完治したため。	

施術者の場合は、施術者の氏名・住所も記入。

令和 3 年 5 月 1 日

(あて先) 一宮市長

住所 〒444-1234  
愛知市愛知2丁目2番2号  
申請者 氏名 愛知太郎